

【小論文】 9時から11時まで

●問1

本問は、いわゆる「新しい公共」について解答者の意見を問う形をとっているが、二つの考えを示し、解答のヒントを与える意図でAとBの会話を示した。

解答例としてはAとBそれぞれの考えを補完しつつ自らの意見を述べるという形が想定できるが、そのような形の解答はほとんど見られなかった。また、好意的な評価だけ、否定的な評価だけを述べる形の解答も見られたが、見方が賛成あるいは反対に偏らないことが問題文において示されている以上、これはバランスを欠くと評価せざるを得ない。

出題者として気になったのは、先の震災やそれに伴う電力の問題、あるいは少し前に話題となった郵政の民営化など、出題の内容にほとんど関係のない解答が散見されたことである。事前に社会問題等について知識を蓄えたという姿勢自体は評価できるが、試験としては出題に沿った解答でなければ得点として高い評価を与えることはできない。

●問2

次の設問に解答しなさい。解答用紙には、以下の小問の番号を記すこと。

- 1 下記の社説（の一部）を参考にして、防犯カメラのメリットとデメリット（有用な点と問題点）を論じなさい。
- 2 下線部の「市民の自由」ないし「人権」には、どのようなものが考えられるか。
- 3 防犯カメラがなし崩しに利用されて市民の自由が侵害されることを防止するためには、防犯カメラに関してどのような法規制や運用が必要かを論じなさい。

「社会に張り巡らされた防犯カメラを犯罪捜査に積極活用しようと全国の警察が動きだした。なし崩しに利用されて市民の自由が侵害されないか心配だ。人権をしっかり守る法的歯止めをつくらねば。

防犯カメラはすっかり日常の風景に溶け込み、増殖している。

川崎市の繁華街では、けんかやひったくりなど不自然な行動を自動検知する警察のカメラが稼働を始めている。東京と埼玉を結ぶJR埼京線は、痴漢が頻発する一号車にカメラを付ける方針だ。フロントガラスにカメラを載せて走るタクシーやトラックも目立つ。

社会安全研究財団の二〇〇七年の調査では、有権者の九割がカメラ設置を支持した。監視されているという抵抗感よりも、見守られているという安心感が、心情的にはまさっているようだ。

警察庁は四月、犯罪が起きたらすぐに映像が手に入るよう自治体や民間団体のカメラの状況を事前に掌握しておけ、と全国の警察に指示した。後から周辺のカメラを探して映像を集める手間を省く。（以下、略）」

（北陸中日新聞2010年5月18日付 ※引用分の一部を省略している。）

<出題の趣旨と講評>

1 本問は、身近な存在である防犯カメラに関連して、いかなる法的問題があるのかを析出する能力とともに、法規制等を考える法的思考力を問う設問である。普段から社会問題に関心を持ち、法的観点からしてどのような問題が伏在しているかなどを考えることは法学を学ぶ上で重要である。

2 防犯カメラの是非、あるいはこれを肯定するとしても、市民の自由・人権との関連でどのような法規制等が必要かに関して議論がなされている。小問1では、こうした議論を行う前提として、そのメリットとデメリットを論じることを求めているが、比較的よく書けていた。ただし、「犯罪捜査に役立つ」とのみ記す答案があったが、具体的内容（検挙率が高まる。証拠となり得るなど）まで論じる必要がある。

小問2では、プライバシー権、肖像権そして表現の自由を挙げることを求めている。ほぼ全員の受験生は

プライバシー権に言及したいが、その他の言及は少なかった。

小問3では、防犯カメラの有用性を肯定しても、小問2で指摘された人権への不当な侵害を避けるために必要な法規制・運用の考察を求めている。

①法律、条例等での基準の策定、②管理方法、③設置の表示、④第三者提供の原則禁止、⑤開示への対応、⑥一定期間経過後の廃棄、⑦適正な運用管理のための第三者機関の設置などさまざまなことが考えられる。多くの項目を挙げている答案には高い点数を付けたが、箇条書きではなく、具体的内容まで説明する必要がある。

【英語】 11時20分から12時50分まで

●問1

問題は英文の和訳である。出典はつぎのとおり。President Barack Obama's Inaugural Address, in: <http://www.whitehouse.gov/blog/inaugural-address/> (2011年8月の確認) (Our nation is at war ~) という箇所から、一部中略の上、〈full measure of happiness.〉という箇所まで。

<出題の趣旨及び講評>

政治家の一般向けの演説を和訳することを通して、英語の熟語、慣用的表現、政治やジャーナリズムで使われる基本的な語彙についての知識、及び、複雑な構文を理解し、日本語に論理的に置き換える能力を確認するために出題した。高校までの英語が十分に身につけており、日ごろから新聞の国際面などを読んでいれば、十分に合格点に達すると思われる。

全般的に基本的な単語や構文の意味の取り違いが目立った。例えば、冒頭に出てくる〈at war against a far-reaching network of violence and hatred〉という表現を、「～との戦争から遠く隔たっている」、という風に、全くの逆の意味に取ってしまったり、〈network〉を「インターネット」と勘違いして、「ネット上の言論の暴力と憎しみ」などと訳している答案がいくつかあった。また、〈the time has come to set aside childish things〉という表現の〈set aside〉の意味を理解していないために、「子供に戻る時が来た」、というようなおかしい訳になっている答案も少なくなかった。

何となく知っている単語を取りあえず訳してみても、構文を把握しないまま適当に日本語の文に直そうとしているせいで、文章同士の前後の繋がりがおかしくなっているパターンが多かった。文章全体の流れを理解したうえで、矛盾しないように訳するという、基本姿勢が欠けているように思われる。

●問2

問題は英文の和訳である。出典は次の通りである。Steven A Bank, From Sword to Shield: The Transformation of the Corporate Income Tax, 1861 to Present, Oxford University Press, 2010, p. 155の最終行から始まる文から、p. 156の25行目で終了する文まで。

<出題の趣旨・講評>

本文は、ルーズベルト大統領が彼の大統領選挙運動中に受け取った経済政策に関するアドバイスの内容を紹介したものであり、1929年の株式市場の大暴落に端を発する大恐慌の原因として法人内部への利益の蓄積が指摘されているものである。株主 (shareholder) や剰余金 (surplus) といった、あまり馴染みのない単語が登場するが、文の構造は平易なものであり、先入観を排除して丁寧に読解を行えば、全体として意味をとることは決して困難ではなかったはずである (丁寧に読解の能力を判断できるよう、受験者にあまり馴染みがないであろう分野の文章を選んで出題した)。

したがって、採点にあたっては、個々の単語の訳の正確さよりも、文の構造の理解の程度を重視した。また、一見、正しそうな印象を与える訳であっても、文の構造をあまり理解していないのではないかと疑われ

るもの（例えば、主語をいい加減に把握していたり、関係代名詞によって修飾されている語を明らかに誤って理解していたりするものがあった）については、厳しめの評価を与えた。

**【面接】** 14時から17時10分まで

受験生自身が現在関心を有している法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それを前提に質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。